

【件名】新型コロナウイルス関連情報（ナミビア政府による措置の延長）

【ポイント】

3月31日、ナミビア政府は、国内における新型コロナウイルス感染状況は引き続き厳しいとして、現行の措置を基本的に変更することなく4月30日まで延長すること等を公表しました。このうち重要な点及び最新の措置内容は以下のとおりです（発表された原文は以下のリンクをご覧ください）。

（保健大臣ステートメント）<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100169726.pdf>

【ナミビア政府発表措置内容要旨】

1 ナミビアにおける感染状況

国内における新規感染件数は高いレベルで推移しており、連日、国内各地において新規感染が確認されている。3月22日から28日までの実行再生産数（Basic Reproductive Ratio）は1.23である。3月30日時点での新型コロナウイルスに関連する累積死者数は520人となっており、重症患者数も増えている。

2 4月1日から4月30日までの措置（以下の修正箇所以外は従来の措置を継続する）

（1）集会の人数制限は屋内、屋外に関わらず100人までとする。

（2）外国籍のナミビア入国者は、PCR検査陰性証明書もしくは抗原検査の陰性結果を入国時に提示しなければならない。

【ご参考】

○日本国厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

（感染症情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：査証についてのご案内（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（連絡先）

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of Namibia
開館時間：8:30-12:45 13:45-17:00

電話：+264 61 426 700

FAX：+264 61 426 749

E-mail：consul@wh.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delate>